

## 予算決算委員会

3月10日の本会議にて議案第4号 平成26年度鈴鹿市一般会計予算のほか7件が付託され、同日、本委員会を開き、4つの分科会（総務・文教環境・生活福祉・産業建設）を設置し、付託議案を各分科会に分担送付して審査することと決定しました。

3月20日に再び本委員会を開き、各分科会委員長から詳しい審査報告を受けました。採決の結果、11件の議案は原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

各分科会の審査概要の一部について。

### 議案第4号「平成26年度鈴鹿市一般会計予算」について

#### 総務分科会

**(問) 消防力適正配置等調査事業費の内容について**

**(答)** 消防署所配置において、老朽化により建替えの必要のある署所の配置場所の選定や隣接市との相互応援等による効率的な消防力運用のために、基本地図を作成し、地区内の人口や世帯数、過去の建物火災、救急事案の発生件数、中高層建築物や危険物施設などのデータを総合的に分析し、消防車両配置や救急隊等の数などの見直しや消防体制の将来計画に活用するための調査費用です。

#### 文教環境分科会

**(問) 再生可能エネルギー推進事業費の内容について**

**(答)** 災害発生時に活用可能な民間の医療機関や福祉施設などに太陽光などの再生可能エネルギー発電設備と蓄電池を設置する費用の一部を助成し、自立分散型エネルギーの創出、蓄電池による電力需給のピークコントロール、災害による停電発生時の電力確保などの機能を持たせて、災害に強い低炭素な地域づくりの推進を図ろうとするものです。補助の内容は、対象事業費の3分の1以内、上限100万円とし、年間5件、事業継続は3年間と考えています。

#### 生活福祉分科会

**(問) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付内容について**

**(答)** 平成26年4月からの消費税増税に伴い、低所得者及び子育て世帯等への影響緩和のため、臨時的な給付措置を行うものです。

「臨時福祉給付金」の支給対象者は、平成26年度市民税均等割の非課税者（市民税均等割課税者の扶養親族及び生活保護の受給者を除く。）で、支給額は1人につき1万円（老齢基礎年金等受給者及び児童扶養手当等受給者は、5千円を加算）です。

「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象者は、平成26年1月1日（基準日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者のうち、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者（臨時福祉給付金の支給対象者及び生活保護の受給者を除く。）で、支給額は対象児童1人につき1万円です。